

授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書

政府は2020年4月に高等教育の修学支援制度を実施します。しかしその一方で文科省は現行の国立大学の授業料減免制度について廃止する方針が大きな問題となっています。

新たな就学支援制度は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を支援対象に授業料等減免と給付型奨学金を実施します。低所得者世帯への支援拡充は重要ですが、現行の授業料減免制度では、各大学が基準を設けて多くの中間所得世帯も対象とされていました。

この授業料減免制度を活用していた学生の多くが影響を受ける恐れがあります。新制度の基準によって今年度まで授業料免除を受けられていた学生が除外されるケースや、各大学が実施していた独自の授業料減免措置の多くが廃止されるからです。厚生労働省の調査では「現行制度で授業料が全額または一部免除されている国立大学生は約45,000人。このうち新制度で要件を満たさなくなり、支援額が減少またはゼロとなる在校生は約19,000人」とされています。

こうした問題について政府は「継続的な学びを支援する観点からいかなる対応が可能か、来年の制度施行に間に合うよう早急に検討」と国会で答弁していますが、まだ方向性は示されていません。

現行の減免制度を活用することで安心して大学に通えるようになった学生は数多くいるものと考えられます。高等教育無償化を掲げるならば、今後入学する高校生等が大学等への進学を経済的理由から諦めることの無いようにしっかりとした対策が必要です。

よって政府においては、在校生と2020年度以降の新入生が今まで通りの授業料減免を受けることができる制度の維持と予算の確保を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
文部科学大臣 総務大臣 財務大臣